

令和5年度 社会福祉法人弥富市社会福祉協議会 事業計画

《基本理念》

～ 人にやさしい住みよい福祉のまちづくり ～

“や” やさしさにあふれ

“と” ともに生き

“み” みんなでつくる 魅力あるまちの

“ふ” ふだんの

“く” くらしの

“し” しあわせ

『 や・と・み・ふ・く・し 』の発展向上に努めてまいります。

《基本方針》

少子高齢化やコミュニティの希薄化などの社会問題に加え、新型コロナウイルスの影響により、地域福祉活動においても様々な制限の中での活動を余儀なくされています。コロナ禍による制限の中でも、地域福祉活動がより活性化し、人と人がつながり、ささえあい活動を展開できるよう、感染拡大防止に最大限配慮しながら、事業展開を進めていきます。

また、令和4年度より、弥富市社会福祉協議会『発展・強化計画』を施行しました。本計画に基づきながら、事業運営の見直しや組織運営体制の強化、地域福祉活動の活性化を図るための事業展開を計画的に推進し、今後も定期的に中間評価・事後評価等の見直しを図り、継続的かつ安定的な事業運営を展開できるようにしていきます。

地域における福祉課題におきましては、つながりの希薄化や核家族化などにより、地域内での孤立が増加の一途を辿っています。また、福祉課題が複雑化し、ある特定の事業支援では解決できない問題が多く存在しています。本会におきましては、高齢者や障がい者、生活困窮者、児童、子育て家庭などが抱える様々な福祉課題に対して、行政、民生・児童委員、福祉施設や事業所等のフォーマルによる資源だけにとどまらず、区長会、ボランティア団体や近隣住民等インフォーマル資源の連携も一層強化し、重層的支援体制の整備に向け、地域社会がつながり、誰もが安心して暮らすことのできる地域を目指して、福祉サービス事業を推進していきます。

そして、地域福祉の中核として信頼される組織を目指し、包括的な支援体制（地域包括ケアシステム）の整備を図り、人と人、人と社会が世代や分野を超えてつながる“みんなでつくる”『地域共生社会』の実現に努めていきます。

《重点目標》

- ① 地域住民とともに福祉のまちづくりを進めるためのささえあいネットワークづくりを推進します。
- ② 弥富市社会福祉協議会『発展・強化計画』を計画的に推進します。
- ③ 次世代を担う子供たちが無理なく福祉を学べる場づくりや福祉教育を実施します。
- ④ 生活困窮者自立支援、日常生活自立支援、各種相談支援などにより、障がい者や高齢者等が安心して暮らせるよう支援します。
- ⑤ 小地域での見守り活動等により、一人暮らし高齢者等への情報発信や安否確認等のきめ

細やかな対応や支援につなげます。

⑥ 事業継続計画（BCP）に基づき、感染症や災害が起きた時の対応を強化します。

⑦ 虐待防止、身体拘束廃止・適正化を徹底してまいります。

《事業内容》

・法人運営部門

(1) 総務事業

(ア) 法人運営事業

- ・理事会評議員会 ⇒ 法人運営事項について、協議、議決を行います。
- ・会員の募集 ⇒ 『福祉協力会員』に名称を改め、法人会員の増員及び個人会員の加入を促進し、自主財源の確保に努めます。
- ・体制の整備 ⇒ 「発展・強化計画」をPDCAサイクルにより推進します。

(イ) 企画広報事業

- ・寄付者等の顕彰 ⇒ 高額寄付者等の顕彰を行います。
- ・広報活動 ⇒ 本会ホームページの開設や広報紙『やとみの福祉』を年2回発行します。また、公式SNSを通して本会の福祉活動の周知やサービスの紹介に努め、市民との良好な関係を構築し、災害時等の情報発信に留まらず、社会のニーズや変化に対応します。

(2) 福祉援助活動事業

(ア) 心配ごと相談所事業

- ・心配ごと相談所の開設 ⇒ 一般相談（毎月2回、偶数月3回）、弁護士による法律相談（毎月2回）及び司法書士による相続等相談（奇数月1回）を行います。
- ・見舞金の贈呈 ⇒ 罹災見舞金を贈ります。
- ・法外援護費の給付 ⇒ 行旅病人等への援護費の給付を行います。

(イ) 福祉用具短期貸出事業 ⇒ 車いす等の短期間貸出を行います。

(3) 資金貸付事業

- (ア) 生活福祉資金貸付受託事業 ⇒ 県社協と連携し、資金の貸付、相談を行います。
- (イ) 暮らし資金貸付受託事業 ⇒ 低所得者対象に小口資金等の貸付、相談を行います。

・地域福祉活動推進部門

(1) 地域福祉事業

(ア) 福祉でまちづくり事業

- ・地域福祉活動事業 ⇒ 福祉施設等で中学生、高校生の福祉体験学習の促進や福祉体験作文・共同募金作品コンクール等、各種地域福祉事業の企画立案を行います。また、夏休み

を中心に福祉施設等で中学生、高校生の青少年ボランティア体験学習を行います。

・結婚活動支援事業 ⇒ 毎月1回結婚相談を行います。イベント等により男女の出会いの場を提供することで結婚希望者の活動を支援します。

(イ) 団体育成事業 ⇒ 各種団体の事務局を設置し、活動費の助成を行うほか、事業の計画、実施の援助を行います。

[福寿会連合会・遺族会・子ども会連絡協議会・身体障害者福祉会・ひまわり会
すっこっこ・愛西断酒会・共同募金委員会・民生委員協議会等]

(ウ) 戦没者追悼式受託事業 ⇒ 戦没者をしのび、遺族とともに平和を誓います。

(2) 敬老事業

(ア) 敬老会受託事業 ⇒ 長寿のお祝いをします。

(イ) 金婚式受託事業 ⇒ 結婚50周年のお祝いをします。

(3) 共同募金配分金事業

(ア) 高齢者福祉活動事業 ⇒ ひとり暮らし高齢者を対象に見守り活動を行います。

(イ) 障がい児者福祉活動事業 ⇒ 障がいのある方を対象に『やとみふくしバス旅行(旧; 機能回復訓練)』を行います。

(ウ) ひとり親家庭福祉活動事業 ⇒ ひとり親家庭の親子で一緒に体験・社会見学を行います。

(エ) 児童青少年福祉活動事業 ⇒ 児童・生徒会の育成を図ります。

(オ) ボランティア活動育成事業 ⇒ ボランティア連絡協議会の活動費助成、支援等を行います。また、ボランティアニーズ等の把握、ボランティア養成講座等を開催します。

(カ) 福祉育成援助事業 ⇒ 市内の学校を社会福祉協力校に指定し、福祉実践教室等の実施、支援、協力を行います。

(キ) 災害ボランティアセンター事業 ⇒ 大規模災害に備えた各種連携強化、災害ボランティアセンターを設置運営します。

(4) 歳末たすけあい配分金事業

(ア) 歳末たすけあい事業 ⇒ 歳末に福祉映画会・講演会並びに募金活動を実施します。

※西尾張ブロックボランティアフェスティバル 令和5年度当番市

令和6年1月21日(日) 市社会教育センター

・在宅福祉サービス推進部門

(1) 居宅介護支援事業所 『弥富市社会福祉協議会なでしこ指定居宅介護支援事業所』

(ア) 居宅介護支援事業

・居宅介護支援事業 ⇒ サービス利用相談、ケアプラン作成を行います。

・要介護認定調査受託事業 ⇒ 介護保険にかかる要介護認定調査を行います。

(イ) 地域包括支援センター受託事業 ⇒ 高齢者等の相談を受けます。

(2) 訪問介護事業所 『弥富市社会福祉協議会なでしこ指定訪問介護事業所』

- (ア) 訪問介護事業 ⇒ 要介護・要支援者宅にホームヘルパーを派遣し、身体介護、生活援助を行います。
- (イ) 障害者居宅介護等事業 ⇒ 障がい者宅にホームヘルパーを派遣し、身体介護、家事援助、移動支援を行います。
- (ウ) ホームヘルプサービス事業 ⇒ 市の要請によるホームヘルパーの派遣及び自費のホームヘルプサービスを行います。

・福祉サービス利用支援部門

(1) 相談支援事業所 『弥富市社会福祉協議会なでしこ指定障害者相談支援事業所』

(ア) 相談支援事業

- ・指定特定相談支援事業 ⇒ 障がい者及びその家族からの相談を受け、サービス等利用計画の作成を行います。
- ・指定障害児相談支援事業 ⇒ 障がい児及びその保護者から相談を受け、障害児支援利用計画の作成を行います。
- ・相談支援受託事業 ⇒ 障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供等を行います。
- ・障害支援区分認定調査受託事業 ⇒ 障害支援区分の認定調査を行います。

(2) 自立支援事業

(ア) 日常生活自立支援受託事業

- ・日常生活自立支援事業 ⇒ 認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等の判断能力が十分でない方のために、福祉サービスを利用する際の援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりサービスを行います。

(イ) 生活困窮者自立支援受託事業

- ・生活困窮者自立支援事業 ⇒ 生活困窮者の自立の促進に関し、包括的な支援を行う相談支援窓口として、『生活自立支援センター』の受託運営を行います。また、生活困窮世帯等への教育の機会均等及び必要な環境整備を図るために学習支援を行います。

・施設福祉部門

(1) 施設受託事業 就労継続支援B型事業所 『チャレンジハウス弥富』

地域活動支援センター事業所 『地域活動支援センター十四山』

- (ア) チャレンジハウス弥富 ⇒ 一般企業等での就労が困難な障がいのある方に働く場を提供するとともに、就労移行に向けた知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
- (イ) 地域活動支援センター十四山 ⇒ 障がいのある方に、創作的活動及び生産活動の提供、社会との交流の促進を図ります。
- (ウ) 送迎事業 ⇒ チャレンジハウス弥富及び地域活動支援センター十四山の利用者の送迎を行います。